

新町のプラスチック工場跡地 取得の真意と提案の背景問う

議員 市長は六月定例会の所信表明で、総合公園の駐車場および防災の拠点として新町のプラスチック工場跡地の取得について追加した。今回当該土地の購入にかかる議案が提出されたが、総括質問終了後であり、極めて制限された時点での提案となった理由を聞きたい。
市長 六月以降の当該土地取得に対する議会での意見等を受け、今定例会でも提案できる状況ではないと考えていた。しかし、十二月五日に土地所有者から、公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)に基づき、民間同士で売買する旨の届け出があった。同法の規定により、本市は届け出から三週間以内に当該土地の



新町のプラスチック工場跡地

購入の意思について、県を通じて届け出者へ通知しなければならぬことから、今回提案したものである。総合公園の駐車場としての利用に加え、現在、田村にある消防総合訓練場を移設し、消防職員の訓練にかかる時間的なロス等を軽減したい。
議員 市民から出された同趣旨の請願が不採択となった六月定例会以降、状況は変わっていないと思うが見解を聞きたい。
市長 総合公園の駐車場の不足する年間五日間のためだけではなく、車を利用する来客者を逃さないよう、また、消防訓練以外にも多面的な利用が可能であり、本市の将来にとって有効活用できる土地と考えている。六月の時点とは違った形で再検討をお願いしたい。
議員 六月以降、議会への相談はなかった。土地の所有者と交渉している

と思う経過を聞きたい。
助役 当該土地の所有者に対し、土地購入の意向の説明等で二度出向いた。具体的な話でなく、意向を伝えただけでは、議会への相談はできなかった。
議員 六月定例会の当該土地の購入を市に求めた請願の不採択という結果をどう認識しているのか。
市長 議会の判断を尊重

しており、提案できる状況ではないと判断していた。しかし、法律により購入の意思の通知期限が迫っている中で、市の考えを議会に伝えて再度検討を願うことは当然の責任と思っている。
事業費の算出根拠は
議員 債務負担行為として十三億五〇〇〇万円を保証する提案だが、土地の鑑定評価をしていないと聞いており、訓練場の移設費用等おおよその事業費も提示がない。さらに、田村の現訓練場の土

地は売却することだだが、負担軽減のためならば、面積は同規模でも、新町の土地と価値が大幅違うと思うが、見解は。
市長・消防長 現訓練場の昭和四十二年建設時は、訓練棟、外構等で約一〇〇〇万円の工事費用であり、その後、昭和六十二年から三年間にわたり改修を行った。また、この提案は現訓練場の土地が売却できないことを想定した債務保証であり、所信表明提出時には土地の鑑定評価を行っている。
議員 現訓練場は聖苑と

地続きであり、将来的に聖苑の建て替えを想定して土地を確保しておかなくてはいいのか。
市長 確保するに越したことはないと思うが、売却できたら補てんしたい。
消防訓練場の移設案理由と訓練への影響
議員 田村にある消防総合訓練場での訓練としての利用状況を聞きたい。
消防長 昨年度の消防職員の利用実績では日数で二二四日、回数では一一五五回であった。
議員 訓練場移設の理由

た上で整備計画に組み込まれている。用地取得のめどがつかない条件の整備道路から順次整備を進めている。
議員 市民からの要望に對してどの程度対応できているのか。
道路部長 平成五年以降の要望の総数は、平成十五年十月末時点で約二五〇件ある。この内、一七〇件は整備計画に組み入れて整備が完了している。なお今年度は、八件程度の整備を予定している。
議員 要望が実現できない場合の原因について、分析しているのか。
道路部長 実現できない要望の多くは、用地買収が必要であり、用地買収の協力が得られないケース、土地の境界が確定できないケース、物件補償等の協議が調わないケースなどである。生活道路の整備には安全、安心の

ではないか。
消防長 当該土地においては、主な訓練エリアとして北側の部分を想定している。広い面積を必要とする放水訓練等の実施は限られた日数なので、南側を駐車場としても影響はないと考えている。また、煙が発生する消火器訓練も、年に数回なので、現在と同様に近隣に十分配慮しながら工夫して行えると考えている。
土地確保の必要性
議員 六月以降、総合公園内の駐車場増設について検討したのか。
都市整備部長 施設率等の制約を考慮し、いくつかのシミュレーションを行ったが、総合公園内の施設整備は、駐車場だけでなく将来にわたって

生活道路の改善 市民要望の実態と対応聞く

市民要望の実態と対応聞く

議員 本市の生活道路はおおむね一〇〇%の舗装率であるが、実際のところ舗装の傷みがある箇所や狭い箇所、危険と思われる箇所が随所に見受けられる。財政的な問題もあるが、市民からは、市へ整備要望しても、簡単な補修は早期に実施されるが、工事が大きくな

る場合、なかなか実現しないと聞く。そこで、いわゆる道路整備に関する要望は年間どのくらいあるのか聞きたい。
道路部長 生活道路の整備に関する要望は、地元自治会や各種団体を通じ

て年間三〇件程度である。
議員 それらの要望にはどう対応しているのか。
道路部長 原則として、事故防止等緊急性のある場合を除き、現地調査を行い、問題点の抽出、用地取得の要否の確認をし

て整備が完了している。なお今年度は、八件程度の整備を予定している。
議員 要望が実現できない場合の原因について、分析しているのか。
道路部長 実現できない要望の多くは、用地買収が必要であり、用地買収の協力が得られないケース、土地の境界が確定できないケース、物件補償等の協議が調わないケースなどである。生活道路の整備には安全、安心の

については聞きたい。また、なぜ第三次実施計画に盛り込まれていないのか。
消防長 消防が抱える課題を抽出して段階的に整理した結果、自動車NOx・PM法の規制による、五〇台余の車両の更新が喫緊の課題と判断した。訓練場についても、遠隔地であることと訓練棟の老朽化が進んでいることから次の総合計画では取り上げることを内部で検討している。
議員 訓練場の移設により、訓練日の調整や、訓練内容に制約が生じるの

まちづくりの観点からも着実な取り組みが必要である。課題箇所等の再検証や暫定対策など工夫しながら引き続き努力していきたい。
議員 市民からの要望に對してどの程度対応できているのか。
道路部長 平成五年以降の要望の総数は、平成十五年十月末時点で約二五〇件ある。この内、一七〇件は整備計画に組み入れて整備が完了している。なお今年度は、八件程度の整備を予定している。
議員 要望が実現できない場合の原因について、分析しているのか。
道路部長 実現できない要望の多くは、用地買収が必要であり、用地買収の協力が得られないケース、土地の境界が確定できないケース、物件補償等の協議が調わないケースなどである。生活道路の整備には安全、安心の

県立平塚西工業 技術高校跡地 防災公園として整備へ

議員 県立平塚西工業技術高校跡地について、先の九月定例会では、災害時の一時避難所となる防災機能を有した公園としての活用を検討しているとの発言があった。その後、当該土地の購入に向けてどう進展しているのか。
助役 当該土地の周辺にはまとまった面積の公園がなく、都市マスター

プラン等で新設公園の整備が位置づけられている。したがって、跡地を買収して子供から高齢者まで日常的に利用できる公園として整備し、災害時の一時避難地としての機能を持たせることにより、国庫補助金の導入を図りたい。土地所有者である県にはこの概要をすでに伝えており、今後、本格

的協議に入る予定である。
議員 跡地の取得後、整備をどのように進めていく考えなのか。
助役 近隣住民の方とワークショップを重ねるとともに、議会の意見等を聞きながら、第三次実施計画の期間内に用地買収と都市計画決定の手続きを進めて整備をしていきたいと考えている。



真土・金目線(岡崎付近)の道路補修工事

議員 要望が実現できない場合の原因について、分析しているのか。
道路部長 実現できない要望の多くは、用地買収が必要であり、用地買収の協力が得られないケース、土地の境界が確定できないケース、物件補償等の協議が調わないケースなどである。生活道路の整備には安全、安心の

建設中の多目的アリーナ

完成後の施設 管理方法の考え



議員 馬入ふれあい公園では、多目的アリーナが建設工事中であり、来年度早々に完成する。本市のスポーツ行政において、アリーナ整備をどう位置づけているのか聞きたい。
都市整備部長 十六年六

月末の完成を目指して工事を進めている多目的アリーナは、スポーツのほか文化活動にも利用できる施設として整備している。見附台体育館の代替として体育の普及振興と

くつかの選択肢を持つべきであると考えている。
議員 市長選挙での公約であったパチンコ店出店阻止のため、この土地を取得するのではないのか。
市長 情報保護の観点から買い手については一切言及できない。パチンコ店出店阻止のためではなく、どこが進出している場合であっても、取得の意思表示をしていた。
議員 総合公園の駐車場、消防総合訓練場の移設などは後付けの理屈であり、特別な理由にはならないのではないかと。将来的にあの土地が本当に必要なかを判断すればいいのか。
市長 突き詰めて言えば、あの土地が総合的に判断して現在および将来、市にとって必要か判断していただきたい。

いう目的も継承するが、運動公園としての機能も含め幅広く利用できるものになると考えている。
議員 従来、市の施設の管理は、市が直接かまたは市が出資する公社等が行っている。このアリーナについてNPO法人等の民間組織に管理・運営を委託することは検討していないのか。
都市整備部長 先の地方自治法の改正により、指摘のようなNPO法人等による管理・運営について制度化された。これを踏まえて時代の流れに合った管理・運営を検討していくが、アリーナの管理については市が直接行っていく考えである。